

# 人事異動

# 心配事は一人で悩まないで相談を

相談の際は、人事異動相談カード(ピンクカード)を提出してください

## 全教・都教組 杉並支部ニュース

東京都教職員組合  
杉並支部情報部  
2022年  
9月1日  
NO. 3  
Tel 3399-8719  
Fax 3399-3855  
ホームページ ht  
tp://tokyousosugi  
nami.web.fc2.com

問い合わせ)  
Tel 3399-8719  
(火・水・木の2時か  
ら9時)  
※来る9月6日(火)の  
支部委員会でも相談会。

2面に区教委との一問一答

人事異動の作業が始まります。「希望地区をどう書いたらよいのか」「保育事情があるが、どう書いて伝えればよいのか」「初めての異動で不安がいつぱい」など、例年、多くの質問が支部に寄せられます。

### 相談は早めに 9月が大事です

9月下旬からは区教委の校長聞き取りも始まります。この時期に希望や事情をしっかりと理解してもらい伝えてもらうことが大切です。人事異動は異動要綱に従って行われます。ですから、全ての希望がかなえられないとは限りませんが、組合として要求実現に取り組みます。組合に加入していない方も相談は受け付けます。この際ぜひ組合にご加入ください。

### 知りたいことQ&A

Q 要綱の変更はありますか?  
A 今回はありません。  
Q 新規採用から初めての異動です。東京都の異動方針には「新規採用後に初めて異動する場合

には、島しょ地区への異動の対象とし」とあるので、事情があってもその困難な理由を書けないと言われたのですが・・・?  
A 自分の身体的不安(精神的な不安も含めて)、家庭の事情などがある場合には、島しょや特別支援学級に無理矢理異動させられることはありません。事情を具体的に伝えることが大切です。

Q 自分の希望の地区だけでなく沿線名なども書けるのでしょうか。  
A もちろんです。都教委と都教組とで交わした一問一答とで確認されています。自己の異動の意見欄に地区名、沿線名など自由に書くことができます。

Q 保育、病气、介護などの事情がある場合は、どうすればよいでしょうか?  
A そのような事情がある場合は、「特例異動申請書」を自己申告書に添付します。保育、本人病气、介護の順に効力があるとされていますが、最近はこのように申請書を出すことが当たり前になり、出さないことが逆に不利になります。書き方等は管理職に聞くと教えてくれますが、組合でもアドバイスをしています。

【人事異動に関する杉並支部への

### 今年度の人事異動の予定

- 9月下旬~10月中旬 …区教委・校長聞き取り
- 11月上旬 …都教委・区教委ヒアリング
- 11月下旬 …(3年未満異動6年以上残留)結果本人通知
- 2月中旬 …地区内異動・差し戻し内示
- 1月~2月 …都教委→区教委内示
- 2月下旬 …本人内示(教員)苦情対応

## 2023年度 区教育予算要請

8月26日(金)、杉並支部は、職場からの声、アンケートに基づき2023年度の教育予算要望書をまとめ、区教育委員会に直接要請しました。

当日は組合から執行部、専門部の役員が出席し、職場の実態を率直に訴えました。



区役所6階 教育委員会会議室にて

### 区教委に次の緊急要請も

- ①都立高校入試への英語スピーキングテストの導入の見直しを求める緊急要請
- ②岸田政権が決定した故安倍元首相の「国葬」に関わる緊急要請

都教組

# 自転車保険

弁護士  
プラス

団体割引  
30%適用

※日本生命損害保険(株)・日本損害保険(株)・日本火災海上保険(株)・日本海上損害保険(株)・日本損害保険(株)・日本損害保険(株)・日本損害保険(株)

申込締切 9月30日  
職場に資料をお届けしています。  
被害事故に備えて「弁護士費用」\*をプラス。  
多忙な教職員を被害事故のみならず  
被害事故からも守ります。  
\*弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)



掛金は年間7,470円

(制度運営費670円を含む)

補償内容・改定についてのお問合せ先

取扱代理店 桜保険事務所

Tel 042-467-4152

この広告は都立高校入試(都立総合進学)の取組として紹介したものです。ご契約はあくまで  
個別の事情を考慮し、よくお読みください。ご不明な点がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。  
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 2022年7月作成 22-TC02961

# 2023年度人事異動について区と確認

2023年度の人事異動にあたり、8月26日、区教育委員会人事企画課と下記のように確認しましたのでお知らせします。

要 求 項 目	回 答
<p>1. 本人の意向の十分な聞き取りと尊重</p> <p>①校長の恣意的・差別的な異動にならないよう、本人の意向や事情を十分に聞くよう、区教委として指導すること。また異動すると校長が決定した時には、必ず本人に伝えること。そして、区教委の内申にも、本人の意向を十分生かすよう、努力すること。</p> <p>②また区採用教員についても、区や学校の事情だけで異動させるのではなく、本人の意向や事情を十分に聞き取り、区内異動に反映させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の学校経営方針、計画の案を確実に示した上で、教員個人の異動に関する意見や事情を十分に聞くとともに、異動対象とする者には、異動対象としたことを確実に伝えるよう指導する。</li> <li>・区教委としてもその意向を都教委に十分伝える。</li> <li>・校長を指導し、区教委としてもそのように努める。</li> </ul>
<p>2. 特例異動</p> <p>①保育や病気、長時間通勤などの特例異動については詳しい添付書類を書いて提出するよう、校長からも本人に話すよう、指導すること。また、区教委としても、それを都とのヒアリングで十分に生かすようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのようにする。</li> </ul>
<p>3. 内転希望</p> <p>①杉並区内内転希望をできるだけ尊重すること。また、内転希望だけ書いてあるカードについては何ら内転の保障はないので、他の希望もできるだけ書くよう、校長からも本人に伝えるよう、指導すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように努める。</li> </ul>
<p>4. 過員異動</p> <p>①過員対象者がいる場合や急に学級減になった場合については、異動対象を決める際、職員の意向を十分把握した上で、異動対象を決め、本人の意向が十分に反映できるように、努力すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱に定めてある第3「異動の基準」によることを前提とし、校長の人事構想をふまえて、教員の意向を把握しつつ決定するよう指導する。</li> </ul>
<p>5. 学校配置</p> <p>①内転者や新採の学校配置においては、教員の経験年数や経験内容、得意分野などに極端な学校間格差が生じたり、校長の私的な情報で偏ったりすることなく、すべての子どもたちが豊かな教育を享受できるよう、学校の全般的なことを十分に考慮して行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように努める。</li> </ul>
<p>6. 済美養護の異動</p> <p>①済美養護の異動については、都との人事交流が十分にでき、本人の意向が生かされるよう、特段の配慮をし、都教委にしっかりと働きかけること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでと同様に配慮し、働きかけを行う。</li> </ul>
<p>7. 「ゆびとま」について</p> <p>①一般区内異動希望者と「ゆびとま」志願者の間に、内転決定や学校配置において、特別扱いをしないこと。内と外を決めるにあたって「ゆびとま」志願者を優先することがないようにすること。</p> <p>②「ゆびとま」によって、恣意的な人事異動や校内の玉突き人事が行わないよう、総合的に判断して決定するように、校長を指導すること。</p> <p>③私的情報でつながっている教員を「ゆびとま」を使って集めるようなことのないよう、校長を指導すること。</p> <p>④「ゆびとま」異動者だからといって校長が特別扱いし、校長に対して何も意見が言えないなど、協力・共同の学校づくりの妨げになるようなことのないよう、校長を指導し、区教委としても十分注意すること。</p> <p>⑤「ゆびとま」の志願状況や結果などについては、そのデータや問題点も含めて、公開し、次回に向けて、都教組杉並支部とも話し合うようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように努める。</li> <li>・そのように指導する。</li> <li>・そのように指導し、注意する。</li> <li>・そのように指導し、注意する。</li> <li>・そのように努める。</li> </ul>
<p>8. コミュニティスクールにおける「公募」について</p> <p>①「公募」対象校においては、校長や運営協議会の意向だけが先走りすることなく、あくまでも異動要綱に則り、現任教員の意向を聞いた上での人事構想に基づいて、異動作業が行われるようにすること。</p> <p>②「公募」による異動者だからといって、特別扱いをして、協力・共同の学校づくりに支障のないようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動は異動要綱に基づいて実施することが原則である。学校運営協議会は法により任命権者に意見を述べることができ、それを尊重することになっているものである。</li> <li>・そのようにする。</li> </ul>
<p>9. 個々の意向や事情と組合とのヒアリング</p> <p>①個々の意向や事情については、都教組杉並支部とも十分なヒアリングを行い、異動に生かし、都教委にも伝えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのようにする。</li> </ul>
<p>10. 子供の異動</p> <p>①子供の異動に関しては、本人の意向や事情を十分に尊重して実施し、異動規定の緩和措置なども必要があれば行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意向はよく聞くようにする。</li> </ul>
<p>11. 校長への通知</p> <p>①都教組と都教委が交わした一問一答、及び、ここにある都教組杉並支部と区教委が確認した事項については、区教委として尊重し、全校長に通知し、尊重する旨、伝えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのようにする。</li> </ul>

元のページに戻すには **パソコン画面上部の ← をクリック** します。